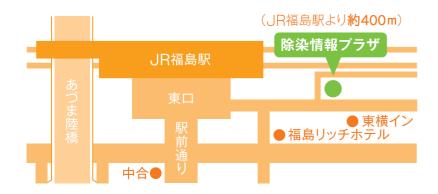


除染や除染現場での保管についてより詳しくお知りになりたい方は、除染情報プラザをご活用ください。



福島県福島市栄町1-31 Tel.024-529-5668 10:00~17:00 休館日/月曜日(祝日の場合は翌日)

「除染情報プラザ」URL http://josen-plaza.env.go.jp/

環境省 福島環境再生事務所

福島県福島市栄町1-35 キャピタルフロントビル7F

環境省

東京都千代田区霞が関1-2-2

「除染情報サイト」URL http://josen.env.go.jp/

国による除染に関するお問い合わせ窓口

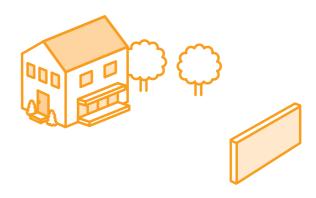
福島:024-523-5391(8:30~17:15 土日祝除<)

東京:03-6741-4535(9:30~18:15 土日祝除く)



除染現場での保管について

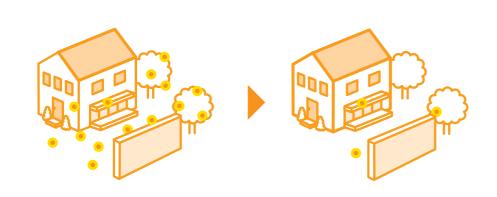
平成25年7月 第2版



除染の基礎知識

「除染」ってなに?

除染とは、みなさまの周りの建物や土などに付着した放射性 物質を取りのぞき、さえぎり、遠ざけることです。



東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、建物や土などに付着しています。

除染により、それらの放射性物質を取りのぞいて、別のところに集め、外部への影響がないようさえぎり、距離をとることで、みなさまが受ける放射線量を減らします。

取りのぞいた土などはどうするの?

住民のみなさまのご協力を得て決定した一時的な保管場所で、安全性を確認しながら管理します。

除染による土などの除去

放射性物質を含む土などを取りのぞき、大型土のうなどの容器などに入れます。

仮置場や除染現場で一時的に保管

中間貯蔵施設へ搬出されるまで安全に保管します。 ※保管場所の跡地は、汚染が残っていないことを確認します。

中間貯蔵施設での保管(福島県内)

減容化*などを行い、安全に保管します。 中間貯蔵施設は、国が責任を持って設置・管理します。

* 減容化とは、廃棄物を事前に破砕、圧縮、焼却することなどで、保管・処分する容量を少なくすることです。 ※仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始ができるよう、国として最大限の努力をしていきます。

■ 中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了します。 ※ひきつづき検討していきます。

除染を進めるためには、取りのぞいた土などの保管場所が必要です。

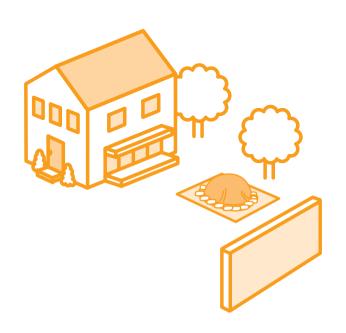
2



2

現場保管について

除染により取りのぞいた土などを一時的に自宅の庭などに保管をお願いさせていただくことがあります。現場保管では、除染により取りのぞいた土などが飛散・流出しないように、また周辺の放射線量が上がらないように適切な措置を講じてまいります。現場保管についてご理解とご協力をお願いいたします。



現場保管の流れ

- 取りのぞいた土などをフレキシブルコンテナや 大型土のうなどの容器に入れる
- 2 現場保管場所の準備 ※フレキシブルコンテナや大型土のうなどを 置く場所を整え、防水シートなどを敷きます。
- フレキシブルコンテナや大型土のうなどを 現場保管場所に設置
- 遊水シートなどで覆う
 防水シートなどが飛ばされることのないよう、シートの端を留めます。
 ※フレキシブルコンテナなど容器に防水性がある場合は、防水シートを使用しないこともあります。

フレキシブルコンテナや大型土のうなどを

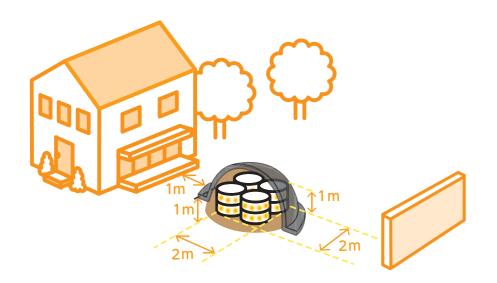
- 5 空間線量率を測定して安全確認
 - 現場保管
 - 7 仮置場など搬出先が決まったら 搬出して保管場所を元の状態に戻す

現場保管の安全性

現場保管の放射線対策は?

現場保管をする場合、なるべく住んでいる場所から 離したり、土などで覆ったりすることで放射線をさえ ぎり、放射線の影響を少なくします。

例えば、取りのぞいた十などが入った容器表面の空間線量率が約 0.7マイクロシーベルト/時以下で、保管物の大きさが縦2m、横2m、高さ 1mぐらいの場合は、1m程度離れた場所ではほとんど放射線の影響 はありません。



現場保管の安全管理

以下のような安全管理を実施します。

例えば、土で覆うなどの遮へい措置、フレキシブルコンテナや大型土のう などの容器に入れることによる飛散・流出防止措置、シートで覆うことに よる雨水侵入防止、放射線量の測定及び測定結果の記録保存、点検など を実施します。

〈安全管理のポイント〉

外観の目視点検 雨水などの浸入防止

飛散·流出防止

遮へいと隔離

現場保管

除染により取りのぞいた土などは 適切に保管します。

〈地下保管〉

現場保管場所の土などを除去し、防水シートなどを 敷き、除染により取りのぞいた土などを入れた容器を 設置します。容器設置後は土で覆います。

〈地上保管〉

除染により取りのぞいた土などは、大型土のうなどに 入れます。保管場所では防水シートを下に敷いてから 保管します。上部は雨水などの浸入がないよう防水シー トなどで覆うとともに、風により飛ばされないよう防水 シートなどの端を遮へい土のうなどで留めます。



設置









Memo

9